# 第53回產業統計部会議事概要

- **1** 日 時 平成 27 年 12 月 15 日 (火) 9:56~11:28
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
  - (部 会 長) 川崎茂
  - (委員) 河井啓希、西郷浩
  - (審議協力者) 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交 通省、日本銀行、東京都、愛知県
  - (調査実施者) 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室:中村室長ほか
  - (事務局) 内閣府統計委員会担当室:清水政策企画調査官 総務省政策統括官付統計審査官室:澤村統計審査官、内山国際統計企画官 ほか
- 4 議 題 工業統計調査の変更について
- 5 概 要
  - 変更事項等のうち審議未了の事項について、審査メモに沿った審議が行われた後、前回 部会において結論が出なかった変更事項の取扱いについて、改めて審議が行われた。
  - このうち、「常用労働者毎月末現在数の合計」の削除については、調査期日の変更により、把握の必要性が乏しくなったことから、適当であるとされた。ただし、委員から、新たな調査期日が年間の平均的な労働者数の実態を把握するのに適しているのかどうかについて、より分かりやすい資料の提示が求められたため、次回部会において調査実施者から示されることとなった。
  - 「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間)」の削除については、代 替の手法で推計でき、かつ、その精度も妥当であることから、適当であるとされた。
  - 「工業用地及び用水」の一部削除については、利活用ニーズが低く、各種届出や供給側の情報等を利活用することにより、一定程度代替することが可能であることから、適当であるとされた。
  - 「集計事項」の変更については、公表の早期化に資するものであるとともに、秘匿処理 される箇所が多く利活用が困難なものを中心に整理・統合するものであることから、適当 であるとされた。ただし、委員から、利用者側への周知について十分に配慮する必要があ るとの指摘があった。
  - 「統計委員会諮問第 55 号の答申(平成 25 年 9 月 27 日付け府統委第 123 号)における 『今後の課題』への対応状況」については、経済産業省の対応は適当であるとされた。
  - 「オンラインの推進」については、調査実施者の取組の方向性は適当であるとされたが、 委員から、本調査が同一の報告者に継続的に回答を求めていることから、更なる利用率向 上の余地が認められるとの指摘があり、「今後の課題」として整理されることとなった。
  - 前回部会において示された変更事項の整理の方向性については、調査実施者から特に異論がなかったことから、「臨時雇用者の男女別内訳」及び「品目別製造品在庫額」については、削除せず、引き続き把握することとされた。また、「労働者区分」については、経

済センサス - 活動調査との整合性確保や統計間の比較可能性向上を図ることが望ましいことから、可能な限り、平成 29 年度の調査実施までに検討し、措置する旨を「今後の課題」として整理することとされた。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

### (1) 常用労働者毎月末現在数の合計の削除

- ・ 12月が労働者数を把握する際には特殊な月だということは図からも見て取れるが、変更後の6月にはそのような問題はないと考えてよいか。実際の数字により、年平均と12月の値の差率などを含め、もう少し丁寧にデータを示していただきたい。
  - ⇒ すぐに数字を出すことはできないため、次回お示ししたい。
- 部会として本調査事項の削除は適当と判断する。

### (2) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間)の削除

- ・ 従前の調査項目においては、品目別の税額は捉えられていなかったという理解でよい か。
  - ⇒ 税額の合計額を回答もらっており、調査実施者として、その内訳は分からない。
- ・ 代替の推計手法も特に違和感はなく、数字を見ても大きな乖離も認められない。この ため、部会として本調査事項の削除は適当と判断する。

#### (3) 工業用地及び用水の一部削除

- ・ 敷地面積を残して建築面積を削除するとのことだが、経年変化の面からみれば、建築 面積の方が動きがあるように思われる。統計的な利活用の面で、どのように整理されて いるのか。
- ⇒ 本調査事項の成り立ちを踏まえた場合、あまり統計的な分析は念頭に置いていないように思われる。確かに、建築面積の方が動きはあるかもしれないが、変動要因が様々であり、数値の変動があっても、それが事業の縮小か、拡大か、又は設備の変更かなど背景の要因を説明することは困難である。また、そのような項目について全国平均してみても場合に、分析等ができるかは疑問である。
- ⇒ 建築面積については、明確な利活用ニーズを確認できなかったが、敷地面積については、国土利用計画などに利用されている。
- 各種届出情報等の行政記録が代替として一定程度使えるということは良い整理だが、 どの程度カバーできているのか。また、用水に関しては、供給側の情報など代替の指標 があるのか。
- ⇒ フローの情報ではあるが、今回削除される建築面積などは把握することができる。 用水については、各地方公共団体によって実状は異なるようだが、供給側の情報でカ バーできている所もあると聞いている。
- ・ 利活用ニーズが低下した事項を削除するものであり、部会として本調査事項の一部削 除は適当と判断する。

# (4)集計事項の再編

- ・ 今回廃止される集計表に「都道府県別産業細分類別」があり、同じような名称のもの が新規として追加されることになっているが、整理はどうなっているか。
  - ⇒ 従前の「都道府県別産業細分類別」では、全てのクロス表を公表していたが、その 数が膨大であり、かつ、秘匿処理される数値も多かった。そこで、集計事項を一部統 合し、秘匿箇所を減らすという整理を行うこととしている。
- ・ 今回廃止される集計表に「1事業所当たり1従業者当たり」があるが、この集計表を 削除する理由が明示されていないため、説明願いたい。
  - ⇒ この表については、他の集計結果から利用者において、容易に求めることができる と思料されることから、削除しようと考えている。
- ・ 従前、集計表については、利用者ニーズに応じて拡大の一途をたどる傾向が強かった ことから、一定の時期ごとに見直しは必要であり、今回のような見直しとは大変良いこ とだと思う。部会としては、本変更を適当と判断する。ただし、調査実施者においては、 利用者の利便性に資するよう、今回の変更が分かるよう周知を徹底するとともに、今後 再びニーズが生じた場合は柔軟に対応するよう、お願いする。

## (5) 前回答申において示された「今後の課題」について

- ・ 民間事業者が調査の実務を担うことになったことについて、報告者側から否定的な意 見は何かあったか。
  - ⇒ 国に対して直接そういった意見は寄せられていない。なお、民間事業者において調査票の回収が困難と判断された場合には、国が引き取るといったことはあった。
  - ⇒ 民間委託を導入した当初は否定的な意見もあったように聞いているが、統計法の改正により、民間事業者の守秘義務が明文化され、その趣旨が浸透してきたためか、年々そのような反応は緩和してきているようには感じている。
- ・ プレプリント事項の拡大について、例えば出荷額等の調査事項をプレプリントすると、 過去の回答が修正されないまま提出される可能性があるため、今回、検討していないの か。
  - ⇒ 本調査は一部調査員調査として行っている。そのため、調査員が情報を持ち歩く際 に紛失等が発生する危険性も考慮しなければならず、今回検討した項目が限界と判断 している。
- 前回答申時の今後の課題への対応については、部会として適当と判断する。

## (6) オンライン調査の推進について

- ・ 工業統計調査の現在のオンライン調査システムを確認したが、PDF調査票で非常に 使いやすいと感じた。入り口はすでにできているのだから、オンライン調査の利用率を 向上させるためには、周知・広報が重要になると思う。
- ・ 今回、調査員調査部分においてもオンラインを導入することとしており、オンライン 調査の推進の観点から適当と判断できる。ただし、年次調査かつ全数調査であることを 踏まえると、利用率向上の余地はあると思われ、この点は「今後の課題」として整理し たい。

# 6 その他

次回は、平成 28 年 1 月 12 日 (火) 10 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。